

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月4日

【会社名】 エヌビディアコーポレーション  
(NVIDIA Corporation)

【代表者の役職氏名】 コーポレート・アフェアーズ担当副社長兼秘書役補佐  
レベッカ・ピーターズ  
(Rebecca Peters, Vice President, Corporate Affairs and  
Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95051 カリフォルニア州 サンタクララ  
サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2788  
(2788 San Tomas Expressway, Santa Clara, California 95051,  
U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【届出の対象とした募集(売  
出)有価証券の種類】 普通株式(額面金額:0.001米ドル)の取得に係る行使価額修正条項  
付新株予約権付社債券等である新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売  
出)金額】 0.00米ドル(0円)(注1)  
2,796,454.30米ドル(303,135,646.55円)(見込額)(注2)  
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額  
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に  
際して払い込むべき最大拠出見込金額の合計額の合算額  
(24か月の募集期間(第一部・第1・1(1)(摘要)注1)にお  
いて定義される。)における想定112名の適格従業員(第一  
部・第1・1(1)(摘要)1)において定義される。)による拠  
出を前提として算出。)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)

- 1 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「当社」、「エヌビディア」及び「NVIDIA」は、エヌビディアコーポレーション、又はエヌビディアコーポレーション及びその子会社（エヌビディア合同会社を含む。）をいう。
- 2 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、米国の通貨をいい、「円」は、日本の通貨をいう。
- 3 本有価証券届出書において、便宜上、円で表示されている金額は、本有価証券届出書中別段の定めがない限り、2019年1月15日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値1ドル＝108.40円の換算率で計算されている。
- 4 本有価証券届出書において、円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、表における合計額が当該合計額を算出する欄の額の合計額と一致しない場合がある。

## 第一部 【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	21,952（見込数）（注1）
発行価額の総額	0米ドル（0円）
発行価格	0米ドル（0円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	2019年2月14日から2019年2月28日まで（注2）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	エヌビディアコーポレーション 米国95051カリフォルニア州サンタクララ、サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2788
割当日	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注2) 申込期間とは、適格従業員が本プランへの参加申込を行える期間である。

##### (摘 要)

- 本有価証券届出書の対象となる募集（以下「本募集」という。）は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における子会社であるエヌビディア合同会社の本プランに参加する資格のある従業員（以下「適格従業員」という。）に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会の報酬委員会で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。また、2014年4月9日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって全面改訂され、同年5月23日開催の当社株主総会で承認された。全面改訂された本プランは、2016年4月5日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって承認され、同年5月18日開催の当社株主総会で承認された。その後本プランに対する改訂が2017年12月11日に当社報酬委員会の会議において承認された。さらに本プランに対する改訂が2018年4月3日に当社報酬委員会で承認され、2018年5月16日開催の当社株主総会で承認された。また、当社報酬委員会は、2012年8月6日の全員一致の電子書面による同意により、本プランに従い、2012年9月1日以降に開始される当社関連会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して当社普通株式（以下「本普通株式」という。）を購入する権利を付与することを承認した。また、当社報酬委員会は、2017年12月11日の会議において、本プランに従い、2018年3月1日以降に開始される当社関連会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して本普通株式を購入する権利を付与することを承認した。本プランの詳細については、第一部・第4「その他」・2「その他の記載事項」を参照のこと。
- 本募集の対象となる者は、エヌビディア合同会社の全適格従業員である。適格従業員の全てが本プランに参加するわけではないと予測されるが、発行数、新株予約権の行使に際して払い込むべき最大拠出見込金額等の数字は、便宜上、エヌビディア合同会社の想定される全適格従業員が本プランに参加し、全適格従業員に対して付与可能な最大限まで当社普通株式を購入したと仮定して算出している。
- 本プランへの参加申込は、適格従業員が、拠出の手段として給与天引の権限を付与する登録書類に記入し、これを当社に対して提出することにより行う。いったん、適格従業員が、当社に登録書類を提出すると、当該適格従業員は、雇用が終了し又は本プランから脱退することを選択するまで、後続の募集期間（注1）において本プランに自動的に参加する。

4. 本募集の下で付与された新株予約権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数が、本プランに規定された制限を超える場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際のかつ公平な概ね一定の方法で、(各参加者(以下に定義される。))の累積拠出額に基づき)利用可能な本普通株式の比例配分を行う。「参加者」とは、未行使の新株予約権を保有する適格従業員をいう。

(注1) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2019年3月1日から2021年2月26日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。(詳細については、第一部・第1・1(2)注4を参照のこと。)

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質</p>	<p>本プランに基づく新株予約権は、募集期間について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、各購入期間(注1)において、自己の収入の整数%であって、かつ、10%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日(注2)において、本普通株式を購入できる権利である。</p> <p>新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、当該適格従業員の本普通株式の募集日(注3)における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である(注4)。</p> <p>したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は(適格従業員の募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して)増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない(適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。)</p> <p>本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で91,432,333株である。本プランの先行プランに基づく未行使の新株予約権による発行のために留保されている株式(その後既に発行され、本プランに基づき今後発行されることはない。)のため、本プランに基づき発行のために留保される本普通株式数は、88,735,816株である。ただし、資本調整(吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。)を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション(以下「本購入権」という。)の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。)に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集(注5)及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。取締役会はこれらの調整を行い、その決定は最終的、確定的であり、拘束力がある。</p> <p>本プランの目的は、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。</p> <p>なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。</p> <p>当社には新株予約権を購入する権利はない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>エヌビディアコーポレーション 記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)(注6)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権1個につき1株 全体で21,952株(見込数)(注7)</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>新株予約権1個につき127.39米ドル(13,809.02円)(見込額)(注8)</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,796,454.30米ドル(303,135,646.55円)(見込額)(注9)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:127.39米ドル(13,809.02円)(見込額)(注8) 資本組入額:0.001米ドル(0.1084円)(注10)
新株予約権の行使期間	2019年8月30日、2020年2月28日、2020年8月31日、2021年2月26日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	エヌビディアコーポレーション米国95051カリフォルニア州サンタクララ、サン・トマス・エクスプレスウェイ2788
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立てを行っていること。詳細は、本プランに記載のとおり。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プランからの従業員の脱退又は雇用の終了により、新株予約権は消滅する。当社には、新株予約権を購入する権利はない。詳細は、本プランに記載のとおり。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可。詳細は、本プランに記載のとおり。
代用払込みにに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後掲の本プラン第11条を参照のこと。

- (注1) 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2019年3月1日から2019年8月30日まで、2019年9月3日から2020年2月28日まで、2020年3月2日から2020年8月31日まで、2020年9月1日から2021年2月26日までの4つの期間の予定である。
- (注2) 購入日は、2月28日(閏年においては、2月29日)及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2019年8月30日、2020年2月28日、2020年8月31日、2021年2月26日の予定である。
- (注3) 募集日は、通常、募集期間の初日である(ただし、当該日が本普通株式が上場されている取引所又は市場が取引のために開いている取引日(以下「取引日」という。)にあたらぬ場合、翌取引日)。本募集においては、募集日は、2019年3月1日である。適用ある法により認められる範囲で、本募集の開始後に雇用される従業員は本募集に参加することができ、本プランへの参加は通常、当該従業員の雇用開始日の翌月1日に開始する。
- (注4) なお、新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が適格従業員の募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。
- (注5) 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。
- (注6) 当社は、普通株式に加えて、優先株式を発行する権限を有している。優先株式は1回以上のシリーズで、随時、発行することができる。取締役会は、デラウェア州の一般会社法に従って証書を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。
- (注7) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」を「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である2,796,454.30米ドル(303,135,646.55円)を127.39米ドル(2019年1月15日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値149.87米ドルの85%)で除した見込数である。
- (注8) 新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の目的となる株式の発行価格と同額である。新株予約権行使時の払込金額及び株式の発行価格が現在未定であるので、2019年1月15日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値149.87米ドルの85%(127.39米ドル)を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額及び発行価格は、各購入日毎に、募集日における当社普通株式の公正市場価額と当該購入日の公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である。

公正市場価額とは、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、決定日におけるナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の最終売値をいう。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は、相場が存在する過去の最新の最終売値とする。

- (注9) 抛出現額が現在未定であるため、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、便宜上、適格従業員による最大抛出現額とした。
- (注10) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。

## 摘要

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価額(当該株式と関連する募集日現在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価額(関連する募集期間中の適格従業員の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、3,000株を超えないものとする。

3. 提出者の株券の売買について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

4. 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

6. 新株予約権行使の効力の発生

参加者の新株予約権は、各購入日(2019年8月30日、2020年2月28日、2020年8月31日、2021年2月26日)に自動的に行使される。

7. 新株予約権の行使後第1回目の配当

新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式(当社が保有する本普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社又は当社の名義書換代理人の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。

8. 株券の交付方法

参加者が新株予約権を行使することにより取得した本普通株式は、本プランの管理会社において保管される。原則として、本普通株式は、本プランの仲介業者が設けた別個の勘定に自動的に記帳される。

### (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(注)	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,796,454.30米ドル (303,135,646.55円)	0米ドル (0円)	2,796,454.30米ドル (303,135,646.55円)

(注) 前述のとおり、拠出額が現在未定であるため、払込金額の総額は、便宜上、適格従業員の見込数による最大拠出見込額とした。本プランに基づく新株予約権証券の発行諸費用については、本プランが既に米国及び他の国々で提供されており、本有価証券届出書に係る費用のみが、日本における本プラン提供のための日本特有の費用であるから、本有価証券届出書に係る費用を超えては、当社に生じない。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額2,796,454.30米ドル（303,135,646.55円）は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本新株予約権と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類及び銘柄

エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づく新株予約権証券。なお、当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

本募集は、本プランに基づく、当社及びその本邦以外の子会社の本プランに参加する資格のある従業員（以下「適格従業員」という。）に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会の報酬委員会で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。また、2014年4月9日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって全面改訂され、同年5月23日開催の当社株主総会で承認された。全面改訂された本プランは、2016年4月5日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって承認され、同年5月18日開催の当社株主総会で承認された。その後本プランに対する改訂が2017年12月11日に当社報酬委員会の会議において承認された。さらに本プランに対する改訂が2018年4月3日に当社報酬委員会で承認され、2018年5月16日開催の当社株主総会で承認された。また、当社報酬委員会は、2012年8月6日の全員一致の電子書面による同意により、本プランに従い、2012年9月1日以降に開始される当社及び指定会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して当社普通株式（以下「本普通株式」という。）を購入する権利を付与することを承認した。また、当社報酬委員会は、2017年12月11日の会議において、本プランに従い、2018年3月1日以降に開始される当社及び指定会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して本普通株式を購入する権利を付与することを承認した。

(2) 新株予約権の内容等

発行数 合計2,573,106個(見込数)(注1)



発行価格	0米ドル(0円)
発行価額の総額:	
新株予約権の発行価額の総額	0米ドル(0円)
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した金額	総額327,786,686.79米ドル(約35,532,076,847.71円)(見込額)(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面0.001米ドル)
新株予約権の目的となる株式の内容	<p>当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式(額面0.001米ドル、授權発行総数2,000,000株)を一回以上のシリーズで、随時、発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。</p> <p>優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、ここに、デラウェア州の一般会社法に従って証書(「優先株式指示書」)を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。前文に従い、あるシリーズの株式数を減らした場合、かかる削減の対象となった株式は、当該シリーズの株式数を最初に決定した決議が採択された以前に、同株式が有していた資格を取り戻すものとする。』</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>新株予約権1個につき1株          全体で2,573,106株(見込数)(注3)</p>
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	127.39米ドル(約13,809.02円)(2019年1月15日現在の当社株価に基づく見込み)(注4)
新株予約権の行使期間	2019年8月30日、2020年2月28日、2020年8月31日、2021年2月26日
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立を行っていること。
新株予約権の行使により株券を発行する場合の株券の発行価格のうちの資本組入額	1株当たり0.001米ドル(0.1084円)(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	遺言、相続及び遺産分配に関する法律、又は本プランに規定する参加者死亡の場合の受取人の指定による場合を除き、譲渡不可。
発行方法	当社及び当社子会社の適格従業員13,549名に付与される。

引受人の氏名又は名称	該当なし
募集を行う地域	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、チェコ共和国、ドバイ、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、イスラエル、イタリア、韓国、オランダ、ポーランド、ロシア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国
提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期	払込金額の総額： 327,786,686.79米ドル(約35,532,076,847.71円)(注2) 発行諸費用の概算額： 0米ドル(0円) 差引手取概算額： 327,786,686.79米ドル(約35,532,076,847.71円)  手取金の用途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、未定である。
新規発行年月日	2019年3月1日
当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当なし
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本プランに基づく新株予約権は、募集期間(注6)について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、各購入期間(注7)において、自己の収入の整数%であって、かつ、10%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日(注8)において、本普通株式を購入できる権利である(注9)。

新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、当該適格従業員の本普通株式の募集日(注10)における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である(注11)。

したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は(適格従業員の募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して)増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない(適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである)。

本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で91,432,333株である。本プランより前のプランに基づく未行使の新株予約権による発行のために留保されている株式(その後既に発行され、本プランに基づき今後発行されることはない。)のため、本プランに基づく発行のために留保される本普通株式数は、88,735,816株である。ただし、資本調整(吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。))を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション(以下「本購入権」という。)の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。)に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集(注12)及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。

本プランの目的は、当社並びにその親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。

なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。

当社には新株予約権を購入する権利はない。

当該行使価額修正条項付新株予約権 (注13)に記載のとおり  
付社債券等に関する事項

- (注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。
- (注2) 拠出額が現在未定であるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)は、便宜上、適格従業員13,549名による最大拠出見込額とした。
- (注3) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である327,786,686.79米ドル(35,532,076,847.71円)を127.39米ドル(2019年1月15日の当社普通株式の終値149.87米ドルの85%)で除した見込数である。
- (注4) 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、現在未定であるので、2019年1月15日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値149.87米ドルの85%(127.39米ドル)を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額は、各購入日(注8において定義する。)毎に、適格従業員の募集日(注10において定義する。)における当社普通株式の公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である。公正市場価額とは、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、決定日(注11において定義する。)におけるナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の最終売値をいう。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は、相場が存在する過去の最新の最終売値とする。
- (注5) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。
- (注6) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2019年3月1日から2021年2月26日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。
- (注7) 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2019年3月1日から2019年8月30日まで、2019年9月3日から2020年2月28日まで、2020年3月2日から2020年8月31日まで、2020年9月1日から2021年2月26日の4つの期間の予定である。
- (注8) 購入日は、2月28日(閏年においては、2月29日)及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2019年8月30日、2020年2月28日、2020年8月31日、2021年2月26日の予定である。
- (注9) 参加者の新株予約権は、各購入日(2019年8月30日、2020年2月28日、2020年8月31日、2021年2月26日)に自動的に行使される。新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式(当社が保有する本普通株式を除く。)と同様に扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社(又は当社の名義書換代理人)の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。
- (注10) 募集日は、通常、募集期間の初日である(ただし、当該日が取引日にあたらぬ場合、翌取引日)。本募集においては、募集日は、2019年3月1日である。適用ある法により認められる範囲で、本募集の開始後に雇用される従業員は本募集に参加することができ、本プランへの参加は通常、当該従業員の雇用開始日の翌月1日に開始する。
- (注11) 新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が適格従業員の募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進

行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。

(注12) 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。

(注13) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。

(b) 令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし。

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての取得者(当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下、同じ。)と提出会社との間の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価値(当該株式と関連する募集日現在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価値(関連する募集の適格従業員の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、3,000株を超えないものとする。

(d) 提出会社の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし。

(e) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

### 第4【その他】

#### 1【法律意見】

当社のコーポレート・アフェアーズ担当取締役であるティナ・アシュクラフト氏より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、かつ正常な状態で有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券に関する募集を行うことができる。
- (3) 本有価証券届出書に記載されたアメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に関する記述は、すべての重要な点において正確である。
- (4) 当社による及び当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の関東財務局長に対する提出は適法に授權されている。
- (5) 松添聖史及び渡邊大貴各氏は、各々単独で当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）を作成し、関東財務局長に提出する行為その他、当社の日本における本プランの募集の届出に関する一切の行為につき、当社の日本における代理人として当社により適法に任命されている。

## 2 【その他の記載事項】

下記のエヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プランの日本語訳が、目論見書に記載される。

### エヌビディアコーポレーション 全面改訂2012年従業員株式購入プラン

2012年3月22日報酬委員会による採択  
2012年5月17日株主による承認  
2014年4月9日報酬委員会による全面改訂  
2014年5月23日株主による承認  
2016年4月5日報酬委員会による全面改訂  
2016年5月18日株主による承認  
2017年12月11日報酬委員会による全面改訂  
2018年4月3日報酬委員会による全面改訂  
2018年5月16日株主による承認

#### 1. 原則；目的

(a) 本プランは、エヌビディアコーポレーション1998年従業員株式購入プラン（以下、「1998年プラン」という。）に取って代わるものとして、同プランを引き継ぐことを目的とする。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、1998年プランに基づく本普通株式購入権が新たに付与されることはない。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降に付与される株式購入権はすべて本プランに基づいて付与されるものである。1998年プランに基づいて付与された本普通株式の購入権については、引き続き1998年プランの規定及び1998年プランに基づいて作成された募集条件の記載のあるオファリング・ドキュメント又はその他の契約書若しくは約款等が適用される。

(i) 効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分の時点で1998年プランに基づく将来の募集に利用できるはずであった本普通株式（以下、「1998年プラン留保可能株式」という。）は、かかる時点をもって1998年プランに利用できなくなる。代わりに、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として、1998年プラン留保可能株式と同数の本普通株式が本留保株式（下記第3条(a)に規定する。）に加えられ、本プランに基づく付与につき即時に利用可能となる。

(ii) また、効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、その時点で1998年プランに基づく未済である付与の対象となっている株式で、本号の適用がなければ後に1998年プランの留保株式に回帰していたであろう株式（以下、かかる株式を「回帰株式」という。）の総数に関して、かかる本普通株式は1998年プランの留保株式には回帰せず、回帰株式と同数の本普通株式が、それが回帰株式となった時点で、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として直ちに留保株式に加えられる。

(b) 本プランは、当社及び一部の指定会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与えるための手段を提供するものである。本プランにより、当社は適格従業員に対し一連の購入権を付与することができる。

(c) 当社は、本プランにより、かかる従業員の業務従事を維持し、新しい従業員の業務従事を確保しかつ維持するとともに、かかる従業員が当社及びその関連法人の成功に最大限尽力するインセンティブを与えるよう努める。

(d) 本プランは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントの2つの要素で構成されている。当社は、第423条コンポーネントを従業員株式購入プランとみなすことを意図している。したがって、法第423条コン

ポーネントの規定は、法第423条の要件に沿った方法で解釈されることとなる。また、本プランは、外国籍の従業員又はその雇用地若しくは居住地が米国外にある従業員が適用ある外国法に準拠しつつ本プランに参加することを許可し又は促すために逸脱が必要又は適切であるために従業員株式購入制度の要件を満たさない非法第423条コンポーネントに基づく購入権の付与を許可するものである。かかる購入権は、適格従業員並びに当社及びその関連法人のためにかかる目標を達成すべく取締役会が採択した規則、手続又はサブプランに基づいて付与される。本プラン中に別段の定めがある場合又は取締役会が別段の決定をした場合を除き、非法第423条コンポーネントは法第423条コンポーネントと同様に運営統括される。加えて、本プランの法第423条コンポーネントに基づき、当社は条件の異なる個別の募集(但し本プランの規定及び従業員株式購入プランの要件に反しないもの)を行うことができ、また当社は個別の各募集に参加する指定会社を指定するものとする。

(e) 当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人から非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人に移籍する参加者は、直ちに法第423条コンポーネントへの参加を中止しなければならない。但し、当該移籍を行った日が属する購入期間中に行われた拠出は非法第423条コンポーネントに移転されるものとし、かかる参加者は、適用法上求められる修正を除き本プランへの参加条件と同一の条件で非法第423条コンポーネントに基づく現行の募集に直ちに参加することとなる。非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人から当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人に移籍する参加者は、(i)非法第423条コンポーネントに基づく現募集期間の終結時、又は(ii)かかる参加者が当該移籍後に初めて参加した募集の募集日のうち、いずれか早い方の日までは、非法第423条コンポーネントの参加者であるものとする。

## 2. 運営

(a) 第2条(c)に規定するとおり、取締役会は、取締役会が単一又は複数の委員会に本プランの運営を委任しない限り、本プランを運営する。

(b) 取締役会は、本プランの明示的規定に従い、かつその制限の範囲内で、次に掲げる権限を有する。

(i) 購入権の付与の方法及び時期、並びに各募集の条件(同一内容である必要はない。)を決定すること。指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人が法第423条コンポーネント又は非法第423条コンポーネントに参加するにあたっての条件を含む。

(ii) 指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある当社の関連法人、並びに指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある支社等を随時指定するとともに、個別の各募集に参加する指定会社を指定すること(当社が個別募集を行う場合。)

(iii) 本プラン及び購入権を解釈し、かつ本プランを運営する規則及び制限を制定、改訂及び廃止すること。本取締役会は、その権限を行使するにあたり、本プランを完全に有効とするのに必要又は適切とみなす方法及び範囲において、本プランの不備、脱落又は矛盾を訂正することができる。

(iv) 本プラン及び本プランに基づいて付与された購入権に関するすべての論争を解決すること。

(v) 第12条の規定に従い、随時本プランを中止又は終了すること。

(vi) 第12条の規定に従い、随時本プランを修正すること。

(vii) 一般的に、当社及びその関連法人の最大の利益を促進するため並びに法第423条コンポーネントが従業員株式購入プランとして扱われる趣旨を実行するため本取締役会が必要又は適切とみなす権限を行使し措置を実行すること。

(viii) 外国籍の従業員又はその雇用地若しくは居住地が米国外にある従業員が本プランに参加することを許可し又は促すために必要又は適切である手続及びサブプランを採択すること。前述の一般性を制限することなく、かつ前述の内容と矛盾することなく、取締役会は特に、非法第423条コンポーネントの目的上、法第423条の適用範囲から外れる可能性のある、本プランに参加するための適格性、拠出の取扱及び実行、拠出金を保持するための銀行口座又は信託口座の開設、金利の支払、現地通貨の換算、給与税の支払義務、受取人指定要件の決定、源泉徴収手続及び株式発行の取扱など(地域ごとの要求により異なる。)に関する規則、手続及びサブプランを採択する権限を有する。

(c) 取締役会は、単一又は複数の委員会に対し、本プランの運営の一部又はすべてを委任することができる。1つの委員会に対して運営が委任される場合、かかる委員会は、本プランの運営に関し、取締役会が随時採決する決議(本プランの条件と矛盾しないもの。)に従い、委任時まで取締役会が有しており当該委員会に委任された権限(当該委員会が行使する権限を与えられた運営権を小委員会に委任する権限を含む。以下、本プランにおける取締役会への言及は委員会又は小委員会を含むものとする。)を有する。取締役会は、委員会と共に本プランを運営する権限を有し、ま

た過去に委任した権限の一部又はすべてをいつでも取締役会に復帰させることができる。取締役会が本プランの運営を委員会に委任したか否かにかかわらず、取締役会は、本プランの運営に際して発生する政策的及び便宜的なすべての問題を決定する最終的権限を有する。

(d) 取締役会が誠実に行ったすべての決定及び解釈はいかなる者による見直しも必要とせず、最終的かつ確定的なものとしてすべての者を拘束する。

### 3. 本プランの対象となる普通株式

(a) 資本調整に関する第11条(a)の規定に従い、本プランに基づいて発行することのできる本普通株式の総数は91,432,333株(以下、「留保株式」という。)を上限とするが、この数は、(i)2018年の当社株主総会で承認された13,500,000株、(ii)2016年の当社株主総会で承認された10,000,000株、(iii)2014年の当社株主総会で承認された12,500,000株、(iv)2012年の当社株主総会で承認された32,000,000株、(v)8,432,333株を上限とする1998年プラン留保可能株式の対象株式数、及び(vi)15,000,000株を上限として随時利用可能となる回帰株式の株式数の合計である。

(b) 本プランに基づいて付与された購入権が未行使のものを残したまま終了する場合、かかる購入権に基づき購入されなかった本普通株式は、本プランに基づく発行に再び利用可能となる。

(c) 本プランに基づき購入可能な株式は、授権された未発行の又は再取得された本普通株式とし、当社が公開市場で買戻した株式もこれに含まれる。

### 4. 購入権の付与；募集

(a) 取締役会は、随時、適格従業員に対し、取締役会が選択した募集日に、募集に基づく購入権を付与することができる。各募集は、取締役会が適切とみなす様式によるものとし、また取締役会が適切とみなす条件を含むものとするほか、法第423条コンポーネントに関しては、購入権を付与されたすべての従業員が同一の権利及び特権を有するものとする法第423条(b)(5)の要件に従う。個別の募集の規定は同一である必要はないが、各募集は、募集の有効期間(当該期間は、募集日から始まる27箇月を超えないものとする。)及び第5条から第8条までに規定された条件の内容を(本プランの規定を参照方式により募集関連文書等に組込むことにより)含む。

(b) 参加者が本プランに基づく購入権を複数保有する場合、かかる参加者が当社の書面を交付して別段の意思表示をしない限り、(i)各書面は本プランに基づく当該参加者のすべての購入権に適用され、また、(ii)より行使価格の低い購入権(複数の購入権の行使価格が同額である場合は、先に付与された購入権)は、より行使価格の高い購入権(複数の購入権の行使価格が同額である場合は、後に付与された購入権)の行使に先立って、可能な限り最大限に行使される。

(c) 取締役会は、募集内の新たな購入期間の最初の取引日における本普通株式の1株当たり公正市場価額が参加者の募集日価格を下回るか又はこれと同額である場合に、当該参加者に関して、かかる募集がかかる最初の取引日に直ちに終了するとともに、当該参加者がかかる最初の取引日に開始する新たな募集に自動的に登録されるように募集を構築する裁量権を有する。

### 5. 適格性

(a) 購入権は、当社の従業員か、又は取締役会が第2条(b)に従って指定する関連法人若しくは支社等の従業員に対してのみ付与することができる。第5条(b)に規定される場合を除き、従業員は、募集日において当社、関連法人又は支社等のいずれかにより雇用されており、かつ当該募集日までの雇用期間が取締役会が要求する期間継続している場合(但しいかなる場合でも、かように要求される継続雇用期間は2年未満でなければならない。)でない限り、本購入権の付与を受ける資格を有さない。また、取締役会は、募集日における当社、関連法人若しくは支社等での通常の雇用時間が1週間当たり20時間以下でありかつ1暦年当たり5箇月以下である従業員又は法第423条に従って取締役会が決定するその他の基準に合致しない従業員が本プランに基づく購入権の付与を受ける資格がないことを(法律上許容される限りにおいて)定めることができる。

(b) 取締役会は、募集(又は募集内の特定の期間)の過程において初めて適格従業員になる者が、適格従業員になった日から募集に基づく購入権を付与される旨、及びかかる購入権は以後募集の一部とみなされる旨定めることができる。かかる購入権は当初より当該募集に基づいて付与される本プランに記載の購入権と同一の特徴を有する。但し、

(i) かかる購入権の付与日は、あらゆる目的上、かかる購入権の「募集日」であるものとし、

(ii) かかる購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し、当初の募集の終了と同時に終了するものとし、また、



(iii) 取締役会は、かかる者が募集の終了に先立つ特定の期間内に初めて適格従業員となる場合には募集に基づく購入権を付与されない旨定めることができる。

(c) 購入権が付与された直後に当社又は関連法人の全クラスの株式の総議決権又は総価額の5%以上に相当する株式を所有することとなるような従業員は、(法律上別段の要求がない限り)購入権の付与を受けることはできない。本第5条(c)において、従業員の株式所有については法第424条(d)の規定が適用され、かかる従業員が未行使のすべての購入権及びオプションの下で購入することのできる株式は当該従業員により所有される株式として扱われる。

(d) 法第423条(b)(8)の規定に従い、適格従業員は、購入権が付与される各暦年中に、当社及びいずれかの関連法人のあらゆる従業員株式購入プランに基づいて付与されるその他の権利と併せて、当社又はいずれかの関連法人の株式を公正市場価額(当該権利が付与された時点で決定され、また本プランに関してはそれぞれの募集日において決定される。)にして25,000ドルを超えて購入することができるような購入権の付与を受けることはできない。

(e) 適格従業員である当社及び指定会社の役員は、本プランに基づく募集への参加資格を有する。但しこれにかかわらず、取締役会は、(法律上許容される限りにおいて)法第423条(b)(4)(D)が意味する高給従業員に該当する従業員に参加資格がないことを募集において定めることができる。

## 6. 権利；購入価格

(a) 各募集日において、各適格従業員は、適用ある募集に基づき、かかる従業員の適格収入(各募集において取締役会が定義する。)における一定の割合又は一定の上限ドル額(取締役会が指定するが、いずれの場合もかかる適格収入の15%以内とする。)で購入可能な最大数の本普通株式を、募集日(又は特定の募集について取締役会が決定する日)に開始し募集に規定される日(募集が終了する日までの日とする。)に終了する期間中に購入するための購入権を付与される。

(b) 取締役会は、募集について付与された購入権が行使され当該募集に従って本普通株式が購入される日として単一又は複数の「購入日」を当該募集に関して設定する。

(c) 本プランの下で行われる各募集に関し、取締役会は、(i)かかる募集中の各購入日に各参加者が購入することのできる本普通株式の最大数、(ii)かかる募集に基づいて参加者全体が購入することのできる本普通株式の合計最大数、及び/又は(iii)かかる募集に基づいて各購入日に参加者全体が購入することのできる本普通株式の最大数を定めることができる。募集の下で付与された購入権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数がかかる合計最大数を超過した場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際的かつ公平な概ね一定の方法で、(各参加者の累積拠出額に基づき)利用可能な本普通株式の比例配分を行う。

(d) 参加者の購入権に基づいて取得された本普通株式の1株当たり購入価格は、(i)当該参加者の募集日価格の85%に相当する金額、又は(ii)関連する購入日における本普通株式の1株当たり公正市場価額の85%に相当する金額のうち、いずれか低い方の金額以上であるものとする。

## 7. 参加；撤回；終了

(a) 適格従業員は、募集に規定される期限内に、当社が定める登録書類に記入しこれを当社に提出することにより、拠出の手段として給与からの天引きを選択することができる。登録書類には、取締役会が定める最大額を超えない拠出金額を記載する。拠出金を第三者に預託すること又は分離することが適用上求められる場合を除き、各参加者の拠出金は本プランに基づく当該参加者の会計口座に入金され、当社の一般資金に預託される。募集において認められる場合、参加者は以後の拠出を減額(零までの減額を含む。)又は増額することができる。適用法上求められる場合又は募集の中で特に規定される場合、給与からの天引きによる拠出に加え又はこれに代えて、参加者は、当社が指示する方法に従い、購入日に先立ち現金、小切手又は電子送金による支払をもって拠出を行うことができる。

(b) 募集の間、参加者は、当社が定める撤回書類を提出することにより、拠出を中止して募集から撤回することができる。当社は購入日前に撤回の期限を課すことができる。撤回に際し、当該募集におけるかかる参加者の購入権は直ちに終了し、当社はかかる参加者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。参加者は当該募集から撤回した場合でも本プランに基づく他の募集への参加資格を有するが、但し当該参加者が将来の募集に参加するためには新たに登録書類を提出しなければならない。

(c) 適用法上別段の要求がある場合を除き、本プランに基づく募集の下で付与された購入権は、参加者が、(i)理由の如何若しくは理由の有無を問わず従業員でなくなった場合、又は(ii)その他の形で参加資格を喪失した場合には、直ちに終了する。当社はかかる者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。

(d) 参加者の生存中、購入権はかかる参加者のみが行使できるものとする。参加者は、遺言、相続及び遺産分配に関する法律、当社の許可、又は第10条に規定される受取人の指定によらない限り、購入権を他に譲渡することはできない。

(e) 適用法上別段の要求がない限り、当社は拠出金に対し利子を支払う義務を負わない。

## 8. 購入権の行使

(a) 各購入日に、各参加者の累積拠出金は、本プラン及び関連する募集により許容される本普通株式の最大数を限度として、募集において定められる購入価格で本普通株式を購入するための資金に充てられる。募集の中に特に定めがない限り、端数株は発行されない。

(b) ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に累積拠出金が残存しており、かつかかる残額が本普通株式1株の購入に必要な金額に満たない場合、かかる残額は本プランに基づく次の募集における本普通株式の購入に向けて当該参加者の勘定において保持される。但し、かかる参加者が当該募集から撤回する場合又は当該募集への参加資格を有しない場合には、かかる金額は最後の購入日後に当該参加者に（適用法上別段の要求がない限り）無利子で返還される。ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に残存している累積拠出金の額が本普通株式1株を購入するのに必要な金額以上である場合、かかる残額は次の募集には繰り越されず、最後の購入日後に当該参加者に（適用法上別段の要求がない限り）無利子で全額返還される。

(c) 購入権は、本プランに基づく当該購入権の行使により発行される本普通株式について、証券法に基づく有効な有価証券届出書が提出されておりかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守している場合に限り、行使することができる。ある購入日において本普通株式につきかかる届出書が提出されていないか又は本プランがかかる適用法を遵守していない場合、購入権はかかる購入日には行使されず、本普通株式について有効な有価証券届出書が提出され本プランがすべての適用法を実質的に遵守するときまで購入日は延期されるものとする。但し、購入日の延期は募集日から27箇月を限度とする。許容される限り最大限に延期された購入日において、依然本普通株式につき有価証券届出書が提出されておらずかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守していない場合、購入権の行使は行われず、未使用の累積拠出金はすべて参加者に（適用される現地法上別段の要求がない限り）無利子で返還される。

## 9. 当社の約定

当社は、本プランについて管轄権を有する連邦、州、外国又はその他の各規制機関又は監督官庁から、購入権の付与並びにそれに基づく本普通株式の発行及び売付を行うために必要な権限を取得するよう努める。但し、それによって適格従業員の潜在的利益に比べ当社に不当な費用が発生すると当社がその裁量で判断する場合にはこの限りではない。商取引上合理的な努力を行ったにもかかわらず、購入権の付与又は本プランに基づく本普通株式の適法な発行及び売付のために必要であると当社の法律顧問が判断する権限を商取引上合理的な費用で当社が取得できない場合、当社は、購入権の付与並びに/又は当該購入権の行使による本普通株式の発行及び売付を行わないことによる責任を問われることはないものとする。

## 10. 受取人の指定

(a) 当社は、参加者が本普通株式及び/又は拠出金の交付前に死亡した場合に本プランに基づき当該参加者の勘定から当該株式及び/又は拠出金を受領する受取人を指定する書類の提出を参加者に許可することができる（但しかかる許可は義務ではない。）。また当社は、かかる受取人の指定の変更を参加者に許可することができる（但し義務ではない。）。かかる指定及び/又は変更は当社が承認した書式によらなければならない。

(b) 参加者が死亡した場合において有効な受取人指定が存在しない場合、当社は、本普通株式及び/又は拠出金を当該参加者の財産の遺言執行者又は遺産管理人に引渡すものとする。（当社の知る限り）遺言執行者も遺産管理人も任命されていない場合、当社は、その単独の裁量で、かかる本普通株式及び/又は拠出金を、当該参加者の配偶者、被扶養家族若しくは血縁者か、又は当社がかかる配偶者、被扶養家族若しくは血縁者の存在を認知していない場合には当社が指名するその他の者に対して引き渡すことができる。

## 11. 普通株式の変更に関する調整；企業間取引

(a) 資本調整に際し、取締役会は、(i)第3条(a)に基づいて本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集及び未行使の購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。取締役会はこれらの調整を実行し、その決定は最終的なものであり、かつ拘束力を有する。

(b) 企業間取引に際し、(i)存続会社若しくは取得会社（又は存続会社若しくは取得会社の親会社）は未行使の購入権を引受け若しくは継続するか、又は未行使の購入権を同様の権利（企業間取引において株主に支払われた対

価と同一の対価を取得する権利を含む。)と置き換えることができ、また、(ii)存続会社若しくは取得会社(又はその親会社)が当該購入権の引受若しくは継続、又は購入権と同様の権利との置換を行わない場合には、参加者の累積拠出金は、未行使の購入権に基づく企業間取引に先立つ10営業日以内に本普通株式を購入するための資金として使用され、当該購入権はかかる購入後直ちに終了する。

## 12. 本プランの修正、終了又は中断

(a) 取締役会は、自らが必要又は適切とみなすいかなる時期においても、またその適切とみなすいかなる点についても、本プランを修正することができる。但し、資本調整に関する第11条(a)に規定する場合を除き、適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる本プランの修正( (i)本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式数の大幅な増加、(ii)参加者となり購入権を受領する資格を有する個人の種類の大幅な拡大、(iii)本プランに基づき参加者に発生する利益の大幅な拡大又は本プランに基づく本普通株式の購入価格の大幅な縮小、(iv)本プランの期間の大幅な延長、或いは(v)本プランに基づく発行に利用可能な報奨の種類の大拡大による修正を含む。)は株主承認を必要とするものとするが、上記(i)から(v)のいずれにおいても適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる場合に限定されるものとする。

(b) 取締役会は随時本プランを中断又は終了することができる。本プランが中断されている間又は終了した後は、本プランに基づく購入権の付与を行うことはできない。

(c) 本プランの修正、中断又は終了に先立って付与された未行使の購入権に基づく利益、特権、資格及び義務は、(i)かかる購入権の付与を受けた者の同意がある場合、(ii)効力発生日後に公表若しくは修正される規則その他の指針を非限定的に含むいずれかの法律、上場基準若しくは政府規則(法第423条の規定並びに従業員株式購入プランに関し同条に基づいて公表される規則及びその他の解釈指針を含むがこれに限定されない。)に準拠するために必要である場合、又は(iii)税務、上場若しくは規制に関する優遇を受け若しくは維持するために必要である場合を除き、かかる本プランの修正、中断又は終了により著しく損なわれることはない。すなわち、取締役会は、購入権及び/又は本プランが法第423条の要件を遵守するために必要である場合に限り、参加者の同意なく当該購入権を修正することができる。

## 13. 法第409A条；納税資格

(a) 法第423条コンポーネントの下で付与される購入権は、米国財務省規則第1.409A-1条(b)(5)(ii)に基づき法第409A条の適用を免除されるものとする。また、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、短期繰延除外に基づき法第409A条の適用を免除され、不明瞭な点があればそのような趣旨で解釈されることとなる。本プランの第13条(b)に従い、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、かかる購入権が法第409A条の下で適用される短期繰延除外の要件(購入権の対象となる株式は短期繰延期間内に交付されることを要する等)を具備するための条件を満たす必要がある。本プラン第13条(b)に従い、本来法第409A条の規定に従うべき参加者については、取締役会が購入権又はその行使、支払、決済若しくは繰延が法第409A条の規定に従うべきと判断する限りにおいて、米国財務省規則及びそれに基づいて公表されるその他の解釈指針(本プランの採択後に公表される規則その他の指針を含むがこれらに限定されない。)を含む法第409A条に準拠する形で購入権が付与され、行使され、支払われ、決済され又は繰延べられる。上記にかかわらず、法第409A条の適用を免除され若しくは同条に準拠するはずであった購入権がかように免除されなかった場合若しくは準拠しなかった場合、又はこれに関して取締役会が何らかの措置を講じた場合、当社は参加者又はその他の当事者に対する何らの責任も問われないものとする。

(b) 当社は、(i)購入権に対し米国若しくは米国外の法域における法律に基づく税務上の優遇措置を与えるため、又は(ii)不利な課税措置(法第409A条に基づくもの等)を回避するために努力することができるが、本プラン第13条(a)の規定を含め本プランにこれと相反するいかなる規定があっても、当社は上記の表明を行わず、税務上の優遇措置を維持し又は不利な措置を回避する旨の一切の約定を明示的に否認する。当社は、本プランに基づいて参加者に税務上の悪影響が及ぶ可能性があっても、自らの企業活動において何ら拘束を受けないものとする。

## 14. 本プランの効力発生日

本プランは効力発生日に効力を生じる。購入権は、本プランが取締役会により採択(又は上記第12条(a)により求められる場合には、大幅に修正)された日の前後12箇月間に株主により承認されない限り、行使することはできない。

## 15. 雑則

(a) 購入権に基づく本普通株式の売付から生じた利益は当社の一般資金を構成する。

(b) 参加者は、購入権の行使によりかかる参加者が取得した本普通株式が当社(又はその名義書換代理人)の帳簿に記録されない限り、購入権の対象となる本普通株式の保有者とはみなされず、またかかる本普通株式の保有者としての権利を付与されない。

(c) 本プラン及び募集は雇用契約を構成しない。本プラン又は募集のいかなる部分も参加者の雇用の任意性をいかなる形であれ変更するものではなく、また当社、関連法人若しくは支社等における雇用に継続する参加者の義務、又は参加者の雇用に継続する当社、関連法人若しくは支社等の義務をいかなる形であれ構成するものではない。

(d) 本プランの規定はカリフォルニア州法に準拠する。但し、同州の法の抵触に関する原則は考慮しない。

(e) 本プランの特定の規定が無効又はその他の形で強制履行不能であることが判明した場合、かかる規定は本プランの他の規定には影響せず、本プランはあらゆる点でかかる無効規定が削除されたものとして解釈される。

## 16. 定義

本プランで使用される以下の語句には次に記す定義を適用する。

(a) 「法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たす購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから非法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。

(b) 「支社等」とは、取締役会が決定する、関連法人の現在又は将来における支店又は駐在員事務所をいう。

(c) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。

(d) 「資本調整」とは、吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コーディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。)を通じて、当社が対価を受け取ることなく効力発生日より後に本プラン又は購入権の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。なお、前記にかかわらず、当社の転換証券の転換は資本調整とはみなされない。

(e) 「法」とは、米国の1986年内国歳入法(改正を含む。)をいう。

(f) 「委員会」とは、取締役会より権限の移譲を受けた1人又は複数の取締役によって構成される委員会をいう。

(g) 「本普通株式」とは、当社の普通株式をいう。

(h) 「当社」とは、デラウェア州法人であるエヌビディアコーポレーションをいう。

(i) 「拋出(金)」とは、参加者が購入権の行使に資金を供給するために拋出する、募集において特に規定される給与天引(額)及びその他の追加支払(額)をいう。参加者は、募集において特に規定される場合には、募集期間中の最大許容給与天引額を超えない範囲内で自らの口座に追加の払込みを行うことができる。

(j) 「企業間取引」とは、単一の取引又は一連の関連取引において1つ又は複数の以下の事由が発生することをいう。

(i) 当社及びその子会社の連結総資産のすべて若しくは実質上すべて(取締役会がその単独の裁量で決定するところによる。)の売却若しくはその他の処分の完了

(ii) 当社の発行済有価証券の50%以上の売却若しくはその他の処分の完了

(iii) 当社が存続会社とならない吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の完了、又は

(iv) 当社が存続会社となる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引であり、かかる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の直前において発行済であった本普通株式が当該吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引により有価証券、現金若しくはそれ以外の他の財産に転換若しくは変換される取引の完了

法第409A条に準拠するために必要な限りにおいて、米国財務省規則第1.409A-3条(b)(5)(ii)の定めるところにより(同規則中の他の定義を考慮しない。)当社の「所有権若しくは実質的支配権の変更」又は当社の「所有権若しくはその資産の相当部分の変更」に該当しない取引を含む事由は企業間取引とはみなされない。

- (k) 「指定された非法第423条法人」とは、非法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人又は支社等をいう。
- (l) 「指定会社」とは、指定された非法第423条法人又は指定された法第423条法人をいう。
- (m) 「指定された法第423条法人」とは、法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人をいう。
- (n) 「取締役」とは、取締役会の構成員をいう。
- (o) 「効力発生日」とは、本プラン書類の効力発生日をいい、当社の2012年度年次株主総会の日とする。但し、かかる総会において本プランが当社株主により承認されることを条件とする。
- (p) 「適格従業員」とは、募集への参加資格について定めた募集関連文書に規定される要件を満たす従業員をいう。但し、かかる従業員は本プランに定める参加資格要件も同時に充足しなければならない。
- (q) 「従業員」とは、当社又は関連法人（支社等を含む。）の登録従業員として扱われる者（役員又は取締役を含む。）をいう。但し、取締役については、取締役としてのみの就労又はかかる就労に対する報酬の支払を理由に本プランに係る「従業員」とみなすことはできない。
- (r) 「従業員株式購入プラン」とは、「従業員株式購入制度」（法第423条(b)に定義されている。）に基づいて発行されるオプションに相当する購入権を付与する制度をいう。
- (s) 「取引所法」とは、米国の1934年証券取引所法（改正を含む。）をいう。
- (t) 「公正市場価額」とは、以下に従って決定される、いずれかの日における本普通株式の価額をいう。
- (i) 本普通株式が既存の証券取引所に上場されるか又は既存の市場で取引される場合、本普通株式の公正市場価額は、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、**決定日**における当該取引所若しくは市場（又は本普通株式の取引高が最も多い取引所若しくは市場）での当該株式の**最終売値**とする。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は相場が存在する過去の最新の最終売値とする。
- (ii) 本普通株式について上記の市場が存在しない場合、公正市場価額は取締役会が適用法に従い誠実に決定する。
- (u) 「非法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たすことが予定されていない購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。
- (v) 「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。購入権の行使は1つ又は複数の購入期間の末日に自動的に行われる。募集の条件については、一般に当該募集について取締役会が承認した「オフリング・ドキュメント」の中に規定されている。
- (w) 「募集日」とは、募集を開始する日として取締役会が選択する日をいう。
- (x) 「募集日価格」とは、募集に参加する各参加者に関し、当該参加者に適用される募集日（すなわち、当該募集において当該参加者が購入権を付与される日）の本普通株式の1株当たり公正市場価額をいう。
- (y) 「役員」とは、取引所法第16条並びに同法に基づいて公布される規則及び規定が意味するところの、当社又は関連法人の役員である者をいう。
- (z) 「参加者」とは、未行使の購入権を保有する適格従業員をいう。
- (aa) 「本プラン」とは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントを含む、この「エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン」（適宜行われる修正を含む。）をいう。
- (bb) 「購入日」とは、取締役会が選択する募集期間中の1つ又は複数の日で、当該募集に従って購入権が行使され、本普通株式の購入が実行される日をいう。

(cc) 「購入期間」とは、募集期間内で特定される期間をいい、一般に募集日又は購入日後の最初の取引日に開始し、購入日に終了する。募集は1つ又は複数の購入期間で構成することができる。

(dd) 「購入権」とは、本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプションをいう。

(ee) 「関連法人」とは、現存するか又は将来設立される当社の「親会社」又は「子会社」（これらの語については法の第424条(e)及び第424条(f)にそれぞれ定義されている。）をいう。

(ff) 「証券法」とは、米国の1933年証券法（改正を含む。）をいう。

(gg) 「取引日」とは、本普通株式が上場している取引所又は市場（ニューヨーク証券取引所、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・グローバル・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケット又はその後身を含むがこれらに限定されない。）が開場して取引を行う日をいう。

## エヌビディアコーポレーション

### 全面改訂2012年従業員株式購入プラン オファリング・ドキュメント 指定された非法第423条法人用

2018年3月1日以降に開始する募集用  
報酬委員会による採択:2018年2月14日

本ドキュメントにおいて、大文字で規定された用語は、別途定義されない限り、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)に定義された用語と同じ意味を有する。

#### 1. 付与;募集日

(a) 取締役会は、本オファリング・ドキュメントの条件に従い、同時進行する重複する募集のシリーズをここに許可する。本オファリング・ドキュメントに基づき参加することを選択された各指定された非法第423条法人は、互いにまた当社とは別の募集に参加するが、かかるすべての募集は本オファリング・ドキュメントの条件に従う(但し、適用法令を遵守し本オファリング・ドキュメントが承認された決議に従うため必要な修正がされる場合がある)。

(b) 本オファリング・ドキュメントに基づく最初の募集セット(すなわち、指定された非法第423条法人向けのもの。)(以下「新規募集」という。)は、下記の規定に基づいて早期解約されない限り、2018年3月1日に開始し2020年2月29日に終了する。新規募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間で構成され、1回目の購入期間は2018年8月31日、2回目の購入期間は2019年2月28日、3回目の購入期間は2019年8月31日、最後の購入期間は2020年2月29日に終了する。

(c) 新規募集の開始後、本オファリング・ドキュメントに基づく新たな募集セット(すなわち、指定された非法第423条法人向けのもの。)は、本プランの期間中毎年3月1日及び9月1日に自動的に開始する。新たな募集はそれぞれ約24箇月間とする。新たな各募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間から成り、購入期間は2月28日(閏年の場合は2月29日。)及び8月31日に終了する。

(d) 第1条(e)の規定に従い、各募集(新規募集を含む)の初日を当該募集の募集日とする。第1条(e)及び第2条(b)の規定に従い、各購入期間の最終日を当該購入期間の購入日とする。

(e) 募集日が取引日でない場合には、募集日は直後の取引日とする。購入日が取引日でない場合には、購入日は直前の取引日とする。

(f) 募集の開始に先立ち、取締役会又は委員会は、当該募集及びその後の募集の条件を変更することができる。購入権は、(i)募集日に先立ち募集を行わないと取締役会又は委員会が判断する場合、又は(ii)募集日に募集に関して本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式がない場合でない限り、募集日に付与される。

(g) 募集内の新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)において、本普通株式の1株当たり公正市場価額が参加者の募集日価格を下回る場合、当該参加者に関し、現在進行中の募集は直ちに終了し、当該参加者は決定日に開始する新たな募集に自動的に登録される。

(h) 募集の募集日において、各適格従業員は、本書に規定する制限に従い本普通株式12,000株(資本調整の調整に従う。)(すなわち、第3条(d)に規定された3,000株に4購入期間を乗じたもの。)を購入するための購入権を付与される。

#### 2. 適格従業員

(a) 第2条(c)に規定する場合を除き、募集開始に先立つ最終取引日において指定された非法第423条法人の従業員である各従業員は、当該日付における適格従業員となる。適用される期限までに必要な登録書類(以下「登録書類」という。)の提出を完了した適格従業員は、当該適格従業員が雇用された組織に適用される募集の募集日に購入権が付与される。

(b) 第2条(c)に規定する場合を除き、募集における最初の5箇月間に初めて、指定された非法第423条法人の従業員となった者は、当該指定された非法第423条法人に雇用された日付で適格従業員となる。適用ある法律に基づく要件を遵守するため取締役会及び/又は委員会による別段の定めがない限り、かかる各適格従業員は、その者が初めて適格従業員となった月の翌月の最初の取引日に募集に基づく購入権を付与され、当該適格従業員が適用される期限までに必要な登録書類の提出を完了した場合、購入権は以後かかる募集の一部とみなされる。かかる購入権は、本書に記載される通り、当該募集に基づき当初付与された購入権と同一の性質を有する。ただし、

- (i) かかる購入権が付与された日付がすべての目的において当該購入権の「募集日」となり、また
- (ii) かかる購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し当初の募集の終了と同時に終了するものとする。
- (c) 以下に掲げる従業員は適格従業員とはならず、募集に基づく購入権を付与されない。
  - (i) 本プランの第5条(c)に規定された5%の株式保有者である従業員(未行使及び/又は未確定のストックオプションによる所有権を含む。)
  - (ii) 当該従業員が指定された非法第423条法人に雇用された日付及び/又は募集日において、本オファリング・ドキュメントに基づく当該購入権の募集及び/又は付与は従業員が居住し又は雇用されている地域において適用される法律、規制又は要件を遵守していないと、取締役会又は委員会の単独の裁量により判断された従業員
  - (iii) 募集の募集日において、第3条(c)に定義される25,000ドル制限を理由として募集への参加を禁止された従業員

### 3. 購入権；購入制限

(a) 本ドキュメント及び本プランにおける制限に従い、参加者は購入権に基づき募集中に自己に支払われた収入の最大10%相当数の本普通株式を購入することができる。

(b) 本ドキュメントに基づく募集に関して、「収入」とは、参加者に支払われた定期的な現金W-2報酬(又は米国人以外の従業員に対する外国の等価物。)を意味し、基本給与、基本賃金、残業代、歩合、及び実績に基づき変動する現金報酬(計算の目的においてのみ、401(k)プラン或いは当社又は関連法人が制定した他の繰延報酬制度や協定に基づき当該参加者が繰り延べることを選択した金額を含む。)が含まれるが、次のものは含まれない。すなわち、参加者に直接支払われた他のすべての現金報酬(契約金など特別目的の現金報酬が含まれるがそれだけに限定されない。)、商品券の金額、利益分配額、当社又は関連法人により支払われた従業員手当、教育又は授業料の償還額、帰属所得(当社又は関連法人グループの保険又は福利厚生制度に基づいて発生するか否かに関わらない。)、交通費、経費の償還額、引越費用の償還額、住宅手当及び生活費手当、ストックオプション又はその他の株式付与に関連して受領・報告・その他の形で認識された所得、当社又は関連法人が従業員福利厚生制度に基づき支払った拠出金、その他同様の報酬である。曖昧又は不明確な状況が発生した場合、取締役会又は委員会が本定義を解釈する。

(c) 適用されるサブプランに従い、本プランに基づくすべての募集又は従業員株式購入プランとみなされることを意図した他のすべての当社又は関連法人のプランに基づく募集に基づく募集日において参加者が購入できる本普通株式の最大数は、法第423条(b)(8)に従って決定される株式数(以下「25,000ドル制限」という。)とする。すべての場合において、25,000ドル制限は、25,000ドル制限と矛盾せずに取得可能な株式数の増加が選択され得る規定の代替的適用適用を考慮せずに財務省規則第1.423-2条(i)(4)を適用することにより法第423条(b)(8)に基づき適用可能な規制に従って決定される。

(d) 追加の制限として、参加者は募集の1つの購入日において購入権の行使により最大で本普通株式3,000株を購入することができる。

(e) すべての場合において、一つの募集に基づきすべての参加者が購入可能な本普通株式の最大合計数は、本プランに基づき同時進行している他のすべての募集に基づき付与されている又は付与される予定の購入権を考慮し、募集日に本プランに基づき利用可能な本普通株式の数とする(端数は切り捨てられる。)。すべての進行中の募集に基づき各購入日においてすべての未行使の購入権が行使された場合に購入される本普通株式の総数が上記制限を超える場合、取締役会は一定かつ公平な方法で(募集日現在に)利用可能な株式の該当する購入日に(各参加者の累積拠出額に基づき)比例按分を行う。

(f) 本第3条に規定された制限が適用された結果として本普通株式の購入に適用されない拠出金は、(適用される法律により利息の支払いが要求されている場合を除く。)、無利息で募集の終了後速やかに参加者へ返金される。

### 4. 購入価格

募集に基づき各参加者が取得する本普通株式の1株当たり購入価格は、(i)当該参加者の募集日価格又は(ii)該当する購入日における当該本普通株式の1株当たり公正市場価額の85%のいずれか低い方の額とし、いずれの場合も端数は最も近い一株当たりのセント金額へ切り上げられる。



## 5. 参加；拋出

(a) 適用法が別途要求する場合又は参加者の購入権を適用法及び参加者の選択に従って管理するために以前の給与控除運用中に生じた事務処理上の誤記を是正する唯一可能な方法である場合を除き、拋出は、給与天引のみによって行うことができる。処理が可能な限り速やかに、第5条(b)、(c)及び(d)に基づく拋出の変更処理を行うものとし、当社が選択を受領した日の後かつ当社のシステムに変更を加えることができる前に給与支払日が生じた場合には、法第423条を含む適用法が別途要求する場合を除き、追加の必要な天引又は該当する場合には必要な返金を、次の給与支払日に行うものとする。明確にするために付言するならば、選択に対する変更がある購入期間における購入日の直前の20暦日以内に行われた場合には、当該選択に対する変更は、当該購入期間について効力を有さないものとする。

(b) 適格従業員の募集に参加する旨の選択は、募集日付けで有効となる。適格従業員は、当社が提供する登録書類で自身の拋出割合を積極的に選択しなければならない。当社が別の日を設定しかつ募集に関連する適格従業員に連絡する場合を除き、すべての項目を記入した登録書類を、募集日の1暦日以上前に当社に交付しなければならない。拋出割合は、収入に対する整数の割合で表記しなければならないが、最低1%（本オファリング・ドキュメントに別段の定めがある場合を除く。）、最高10%とする。

(c) 参加者は、該当する購入期間又は募集が開始する1暦日以上前（又は当社が決定しかつ参加者が連絡を受けた他の期間。）に必要な選択書類を交付することにより拋出割合を引き上げ又は引き下げることができ、かかる変更は、次の購入期間又は募集の時点で有効となる。但し、当社は、自らの単独の裁量でいつでも（募集又は購入期間が開始した後のいずれかの時点を含む。）拋出割合を引き上げる参加者の要求を受け入れない旨を決定することができる。

(d) 購入期間中に行われるべき拋出について、参加者は、当該購入期間中に拋出割合を引き上げることができない。参加者は、購入期間中に1回（但し1回のみとする。）拋出割合を引き下げることができる（0%へ引き下げることを含む。）。但し、ある購入期間における購入日の直前の20暦日以内に受領された選択書類は、次の購入期間又は募集（適用ある場合）に関してのみ効力を有するものとする。新たな購入期間又は募集の開始よりも1暦日以上前（又は当社が決定しかつ参加者が連絡を受けた他の期間。）に参加者が自らの拋出割合を0%から1%以上に引き上げなかった場合には、当該参加者は、新たな購入期間又は募集の初日に本プランから除籍される。

(e) 参加者は、募集におけるいずれかの購入日の直前の20暦日（又は当社が決定しかつ参加者が連絡を受けた他の期間。）を除く募集の終了前のいずれかの時点においても、必要な撤回通知の書類を交付することにより、募集から撤回することができ、無利息で（適用法が利息の支払いを要求する場合を除く。）拋出金（いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拋出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。）の返金を受けることができる。募集におけるいずれかの購入日の直前の20暦日（又は当社が決定する他の制限期間。）に参加者が撤回選択書を提出した場合には、当該撤回は、次の募集又は購入期間の該当するものに関してのみ有効となりうる。特定の募集から撤回した参加者は当該募集には再度参加できないが、本オファリング・ドキュメントの規定に従い参加の選択を期限内に行うことによって他の募集に参加することができる。

(f) 募集に関する本プランに基づいて留保される株式を対象とする有価証券届出書が当社によって提出され、発効する場合を除き、適格従業員は、拋出割合の選択を含む、募集に対する参加に関する投資の決定を行うことができない。当社は、適用される証券取引法を遵守し、本プランの目的が満たされる手続を定めることができる。

(g) 適格従業員が募集に積極的に登録し、1%以上の割合で拋出を積極的に承認した場合（新規募集又は2012年8月6日付で委員会が採択したオファリング・ドキュメントに基づく、以前の募集に関連する場合を含む。）には、当該適格従業員は、最初の募集が終了した直後に開始する次の募集に自動的に登録され、かかる次の募集が終了した直後に開始する次の募集に再度自動的に登録され、上記第5条(e)に従って参加者が募集からの撤回を選択するか、上記第5条(d)に従って参加者が撤回したと見なされるか、又は他の形で参加者が本プランに対する参加を終了する（指定された非法第423条法人との雇用関係の終了による場合を含む。）まで、かかる方式で自動的に再登録される。

(h) 理由を問わず、参加者と指定された非法第423条法人との雇用関係が終了した場合には（当該参加者の雇用が、他の指定された非法第423条法人、当社又は指定された第423条法人へ断続することなく移転されるのでない限り）、募集に基づいて与えられる購入権は直ちに終了し、当社は、かかる参加者に、その拋出金（いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拋出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。）を無利息で（適用法が利息の支払いを要求する場合を除く。）返金するものとする。

## 6. 購入

本文書に定める制限に従い、各購入日に各参加者の拋出金は（適用法が別途要求する場合を除き、利息によって増額されずに）本プラン及び募集に基づいて許容される整数の最大株式数まで本普通株式を購入するために充当される。

## 7. 通知及び同意

募集又は本プランに規定する通知及び同意は、書面及び/又は電子的方法で（当社専属の仲介業者の電子的プラットフォーム及び/又は当社のイントラネットサイトを通じた連絡、当社が規定し又は要求する形式の連絡を含むがこれに限らない。）行う。本プラン又は本オファリング・ドキュメントに明示的に規定する場合を除き、通知及び同意は、受領時に有効に交付されたものとみなす（文書が電子的方法で送信された場合を含む。）。

## 8. 本プランの制約を受ける募集

各募集は本プランの規定に従う。募集は、本プランに基づき随時発表及び採用される解釈、修正及び規則の制約を受ける。募集の規定（本プランに基づいて随時発表及び採用される解釈、修正及び規則を含む。）と本プランの規定との間に抵触がある場合には、本プランの規定が優先する。

## 9. 現行の募集に対する変更

(a) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、取締役会及び/又は委員会は、(i) 募集の間に行われた拠出金に対する変更の頻度及び/又は回数を制限し、(ii) 米ドル以外の通貨で天引される金額に適用される換算比率を定め、(iii) 適切に完了した拠出の選択を当社が処理する際に生じた誤りを是正するために、参加者が指定した金額を超える拠出を許可し、(iv) 各参加者のための本普通株式の購入に充当される金額が当該参加者の拠出金に適切に対応するよう、待機期間及び調節期間並びに/又は会計手続及び振込手続を定め、(v) 適用ある法律の遵守を確保するため、未行使の購入権を修正又は募集の条件に関する不明確な点を明確化し、(vi) 取締役会又は委員会が自らの単独の裁量で望ましいと判断しかつ本プランに反しない他の制限又は手続を定める権利を与えられる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

(b) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、本プランの条件の制約の下で、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の運用によって当社の会計又は規制に望ましくない結果が生じると取締役会が判断する場合には、取締役会又は委員会は、自らの裁量で必要又は適切な範囲でかかる不利な会計又は規制の結果を減殺又は除去するために、(1) 現行の募集を含む募集に関する本プランに基づき付与される権利に従い取得される株式の購入価格を変更し、(2) 現行の募集を含む募集を新たな購入日に募集が終了するよう短縮し、(3) 株式を配分することを含むがこれに限らず、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の改変又は修正を行うことができる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

## 10. その他の要件

当社は参加者による本プランへの参加、購入権及び本プランに基づき購入される普通株式について、当社が法律上若しくは運営上の理由により必要又は適切と判断する範囲において、その他の要件を課す権利を留保し、また参加者に対し前述の目的のために必要な追加の契約書若しくは合意への署名を求める権利を留保している。

## 11. 別紙A

本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、参加者が米国外に居住している場合、募集は、本書に添付された別紙Aに列挙された米国外の参加者のための追加的な条件に服するものとする。さらに、参加者が別紙Aに列挙されたいずれかの国に居住している場合、募集は、当該国の参加者について、別紙Aが規定する特別な条件に服するものとする。さらに、ある募集の初日において別紙Aに列挙されたいずれの国にも参加者が居住していないものの、その後のいずれかの時点において列挙された国のいずれかの国に移転した場合には、法律上若しくは運営上の理由によりかかる特別な条件を適用することが必要又は適切と当社が判断する範囲において、当該国に関する特別な条件を当該参加者に適用する。別紙Aは、本オファリング・ドキュメントの一部を構成する。

### 別紙A

#### エヌビディアコーポレーション 全面改訂2012年従業員株式購入プランオファリング・ドキュメント に関する 国に特有の特別な条件 米国外に居住する参加者用

本別紙Aにおいて使用されているものの本別紙Aにおいて定義されていない用語は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)及びオファリング・ドキュメントにおいて用いられているものと同一の意味を有するものとする。

#### 条件

本別紙Aは、本別紙Aに記載される国に居住する及び/又はそれらの国において就労する参加者による本プランへの参加を規定する追加の条件を示すものとする。

参加者が、現在居住している及び/又は就労している国以外の国民又は居住者である場合、本プランへの参加後に雇用及び/又は居住を移転した場合、又は現地の法律上、他国の居住者とみなされる場合、当社はその裁量により本別紙Aの条件が参加者に適用される範囲を決定することができる。

#### 通知

本別紙Aには、本プランへの参加について参加者が認識すべき外国為替管理及びその他の問題に関する情報も含まれる。当該情報は2018年1月現在各国において有効な証券法、為替管理その他の法律に基づいている。かかる法律は複雑である場合が多く、また頻繁に改正されている。したがって当該情報は、参加者が本プランに基づき普通株式を取得する時点若しくは取得した普通株式を売却する時点において古いものになっている可能性があるため、当社は、参加者が本別紙Aの情報を本プランへの参加の影響についての唯一の情報として依拠しないことを強く推奨するものである。

さらに、本別紙Aに記載される情報は一般的な性質のものであり、参加者の個別の状況に適用できるものではなく、当社は参加者に対し個別の影響について確認する立場にない。したがって、参加者は、各自の状況に対し参加者の国の関連する法律がどのように適用されるかにつき適切な専門家の助言を求めるべきである。

最後に、参加者が現在居住している及び/又は就労している国以外の国民又は居住者である場合、本プランへの参加後に雇用及び/又は居住を移転した場合、又は現地の法律上、他国の居住者とみなされる場合、本別紙Aに含まれる情報は参加者に適用されない場合があることを、参加者は承知している。

#### A. 米国以外の全ての国に関する追加的な条件

#### 条件

米国外のいずれかの国に居住する参加者に対し、以下の追加的な条件が適用される。

#### 1. 税に対する責任

参加者は、参加者を雇用した当社又は指定された非法第423条法人(以下「雇用者」という。)による行為にかかわらず、本プランへの参加に関連し且つ参加者に対し法的に適用される、あらゆる所得税、社会保険、給与税、フリンジベネフィット税、支払いその他の税関連項目(以下「税関連項目」という。)に関する最終的な責任は参加者にあること、及び、それらが当社又は雇用者(もしあれば)によって実際に源泉徴収された金額を超える場合があることを認識する。また参加者は、当社及び/又は雇用者が、(a)本プランに関する事項(すなわち購入権の付与、普通株式の購入及び発行、普通株式の事後的売却又は配当金の受領を含むが、それらに限定されない。)に関連するいかなる税関連項目に関する対処についても表明又は約束を行わないこと、並びに(b)税関連項目に関する参加者の義務を軽減し若しくは何らかの特定の課税結果を実現するために購入権の付与及び本プランに関する事項に関する条項の作成を行うものではなくまたその義務

はないことを認識する。さらに、参加者が複数の法域において税関連項目に服する場合、当該参加者は、当社及び/又は雇用者(若しくは適用ある場合、前の雇用者)は複数の法域における税関連項目を源泉徴収若しくは報告しなければならない場合があることを認識する。

課税又は源泉徴収に関する事象がある場合、それに先立ち、参加者は当社及び/又は雇用者が全ての税関連項目を充足するために満足する適切な取り決めを行うことに同意する。この点に関し、参加者は当社及び/又は雇用者が次に掲げる1つ又は複数の方法により税関連項目に関する源泉徴収義務を充足することを承諾する。すなわち、(i) 当社及び/又は雇用者により参加者に支払われる給与又は報酬から源泉徴収すること、(ii) 本プランに基づき取得した普通株式の持分について、自主的な売却であるか当社によって当該受諾に基づき追加の同意なしに参加者を代理して行われる強制的な売却であるかを問わず、かかる売却による手取金から源泉徴収すること又は(iii) 購入時に参加者に対して発行される株式を差し引くこと。ただし、参加者が取引所法第16条に基づく当社の役員である場合、当社は源泉徴収義務(もしあれば)をもっぱら(i)の方法によってのみ充足するものとする。

源泉徴収の方法に応じて、当社は適用ある法定源泉徴収最低額又はその他の適用ある源泉徴収率(最大適用率を含むが、その場合参加者は源泉徴収における超過額の返還を現金で受領することができ、それに相当する普通株式を受取る権利を有さない。)を考慮することにより、税関連項目の源泉徴収又は報告を行うことができる。税関連項目に関する義務が株式からの徴収により充足される場合、税務の目的上、参加者は、発行された株式の一部がもっぱら税関連項目の支払いのために差し引かれた場合でも、行使された購入権の対象となる株式全てを発行されたものとみなす。

最後に、参加者は、当該参加者が本プランに参加したことにより当社及び/又は雇用者が源泉徴収又は報告を行わなければならない且つ前述の方法により充足することができない税関連項目の金額を、当社及び/雇用者に支払うことに同意する。参加者が税関連項目に関する自らの義務を遵守できない場合、当社は、普通株式の持分の発行若しくは交付又は普通株式の持分の売却による手取金を拒否することができる。

## 2. 本プランの性質

本プランへの申し込み及び参加により、参加者は以下の通り承知し、理解し、また同意する。

- (a) 本プランは当社により自主的に策定され、その性質上任意のものであり、本プランにより認められる範囲で当社により改訂、修正、中止又は停止される場合がある。
- (b) 購入権の付与は、例外的、自主的及び臨時のものであり、過去に購入権の付与があった場合でも、将来の購入権の付与若しくは購入権に代わる給付を受ける契約上の又はその他の権利を発生させるものではない。
- (c) 将来の購入権のその他の付与に関する全ての決定は(もしあれば)、当社の単独の裁量によるものとする。
- (d) 購入権の付与及び参加者による本プランへの参加は、雇用に関する権利を発生させるものではなく、当社との雇用若しくはサービス契約を形成するものと解釈されてはならず、いつでも参加者の雇用を停止する雇用者の能力を妨げるものではない。
- (e) 参加者は、自主的に本プランに参加する。
- (f) 参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式、並びにそれによる収入及び価値は、何らかの年金を受領する権利又は報酬と置き換えることを意図しない。
- (g) 参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式、並びにそれによる収入及び価値は、契約解除、退職、雇用終了、辞職、解雇、職務終了時における支払い、長期勤続報奨、年金若しくは退職金又は給付金又は類似の支払いの計算を含むがそれらに限定されないいずれの目的においても通常の又は予定された報酬ではない。
- (h) 購入権の対象となる普通株式の持分将来の価額は未知、決定不能であり、正確に予測することはできない。
- (i) 本プランに基づき購入された普通株式の持分の価額は、将来増減する可能性があり、購入価格を下回る可能性もある。
- (j) 参加者の雇用が終了した(理由の如何にかかわらず、また無効であった又は雇用地の法域の労働関連法若しくは当該参加者との雇用契約に違反していたことが後に判明したか否かを問わない。)結果、本プランに基づく購入権が失効したことにより、報酬又は損害賠償の請求権又は受領権が発生することはないものとし、また購入権の付与及び本プランに基づき購入された普通株式の発行を考慮して、参加者は当社又は雇用者を含む関連する会社に対し何らの請求も行わないことにつき、取り消し不能の形で同意する。
- (k) 参加者による本プランへの参加の目的において、参加者が当社又は指定された非法第423条法人又は指定された第423条法人により能動的に雇用されなくなった日付で当該参加者の雇用は終了したとみなされ(当該雇用終了の理由は考慮されず、また、事後に無効であった又は雇用地の法域の労働関連法若しくは当該参加者との雇用契約(もしあれば)に違反していたことが判明したか否かは考慮されない。)、参加者の本プランへの参加権及び購入権(もしあれば)は、当該参加者の能動的な雇用の最終日付で終了し、通知期間(例えば、能動的な雇用には、契約上の通知又は有給休暇期間若しくは当該参加者の雇用地の法域の労働関連法に基づき強制される類似の期間が含まれない。)により延長されないものとする。報酬委員会は、参加者による本プランへの参加の目的において、(休暇中に当該参加者が役務を提供しているとみなされるかどうかを含め)参加者の能動的な雇用が終了した日を決定する絶対的な裁量を有するものとする。

- (l) 本プランにおいて別途規定されるか又は当社の裁量によって決定されない限り、購入権は、本プラン又は購入権を他の会社に移転させ若しくは引き継がせる権利を構成せず、又は普通株式の持分に影響を及ぼす会社の取引に関連して交換され、現金化され、若しくは代替される権利を構成しないものとする。
- (m) 当社による別段の合意がない限り、参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式の持分並びにそれらによる所得及び価額は、参加者が関連法人の役員として提供した役務の対価として、またそれに関連して、付与されるものではない。
- (n) 当社又は雇用者を含む関連法人のいずれも、普通株式の持分の価額又は本プランへの参加に従って支払われる金額に影響する、参加者の地域の通貨とドルとの間の為替による変動について責任を負わないものとする。

### 3. 付与に関する助言の不存在

当社は何らの税務、法務又は金融に関する助言を提供せず、参加者による本プランへの参加又は普通株式の持分の購入若しくは売却について推奨を行わない。参加者は、自信の本プランへの参加について本プランに関する手続きを行う前に、個人的に税務、法務及び金融アドバイザーに相談すべきであることを確認及び理解する。

### 4. データプライバシー

- (a) 参加者は、オファリング・ドキュメント、登録書類並びにその他の本プランの資料において当社及び雇用者を含む関連法人(適用ある場合)によって記載された通り、もっぱら当該参加者の本プランへの参加を実行及び管理する目的のため、参加者の個人情報の収集、使用及び電子的その他の手段による移転についてここに明示的且つ明確に同意する。
- (b) 参加者は、雇用者、当社及びその他の関連法人(適用ある場合)が当該参加者の一定の個人情報(参加者の氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、生年月日、社会保障番号、パスポート若しくはその他身分証明書の番号、給与、国籍、職責、当社普通株式の保有数又は当社における取締役職、本プランに基づき付与されたすべての購入権及び参加者の利益のため付与され、取消され、行使され、確定され、未確定の又は未行使の普通株式を受領するその他の権利の詳細(以下「情報」という。)を、もっぱら当該参加者の本プランへの参加を実行及び管理する目的のため保有する必要があることを理解する。
- (c) 参加者は、情報がCharles Schwab & Co., Inc.及びその関連会社及び/又は当社が随時選任するその他の第三者株式プラン・サービス提供者(総称して「指定ブローカー」という。)に転送される場合があることを理解する。指定ブローカーは、現在又は将来において、本プランの実施及び管理に関し当社を支援する。参加者は、情報の受領者が米国又はその他の地域に所在する場合があります、受領者の国(例えば米国)のデータプライバシー法が当該参加者の国のものと異なる可能性があることを理解する。参加者は、自己の現地人事部長に連絡をとることで、データを受領する可能性のある者の名称及び住所のリストを請求できることを理解する。参加者は、当社及び当社を補佐するその他可能性のある受領者に対して、参加者の本プランへの参加の実施、管理及び運営のみを目的として、現在又は将来、本プランの実施、管理及び運営に伴い、電子的若しくはその他形態によるデータを受領、所有、使用、保持及び伝達することを許可する。参加者は、参加者の本プランへの参加を実施、管理及び運営するのに必要な限りにおいてデータが保有されることを理解する。参加者は、いずれの場合も費用の負担なく、自己の現地人事部長に書面により連絡をとることにより、いつでも、データを閲覧し、データの保管及び加工処理についての追加情報を請求し、データに必要な修正を要求し、又はこの同意を拒否若しくは取消することができる。さらに、参加者は純粋に自発的にここに同意を提供することを理解する。参加者が同意しない場合、又は参加者がその後自己の同意を取消す場合、当社及び/又は雇用者における参加者の雇用上の地位又は勤務は影響を受けない。同意の拒否又は取消の唯一の結果は、当社はその裁量により、将来の購入権又はその他株式付与を当該参加者に付与できない又はかかる付与を管理若しくは維持できないと決定する可能性がある。したがって、参加者はその同意の拒否若しくは取消は本プランへ自己が参加する能力に影響を与えることを理解する。参加者の同意の拒否又は同意の取消の結果に関する詳細について、参加者は自己の現地人事部長に連絡をとることができる。
- (d) 最後に、当社又は雇用者の請求により、参加者は署名済みの独立したデータプライバシーに関する同意書(又は当社及び/又は雇用者が要求する可能性のあるその他の契約若しくは同意書)を提供することに同意する。これは、現在又は将来のいずれかにおいて、参加者の自国におけるデータプライバシー法に従い、当社及び/又は雇用者が参加者の本プランへの参加の管理の目的で参加者から取得することを必要であると考える同意書である。参加者は、当社及び/又は雇用者が請求するかかる同意書若しくは契約書を提供できない場合、参加者は本プランに参加できないことを理解し、これに同意する。

### 5. 拠出金の換算

参加者は本プランに基づく自らの拠出が米ドル以外の通貨で行われる場合、かかる拠出金は購入日又はそれ以前に、当社が決定する当該転換が行われる時点で有効な為替レートをを用いて米ドルに換算されることを理解する。参加者は当社、

雇用者又はその他関連法人のいずれも、本プランに基づく拠出金の価値に影響を与える可能性のある、参加者の現地通貨と米ドル間の為替レートの変動に責任を持たないことを理解し、これに同意する。

## 6. 準拠法/裁判管轄

購入権及びオファリング・ドキュメントの条項は、州の法の抵触に関する規則に頼ることなく、カリフォルニア州法を準拠法とし、それに従う。

参加者の本プランへの参加を理由とする、又はそれに関する、又はそれから起因して提起される一切の訴訟その他の裁判手続の目的で、参加者はここにカリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所又はカリフォルニア州北部地区の他の米国連邦裁判所の唯一かつ独占的な裁判権に同意し、これに従い、購入権の付与が行われる及び/又は実行されるその他の裁判所は無い。

## 7. 言語

参加者は英語に堪能であり、オファリング・ドキュメント、登録書類、本プラン及びその他本プランの関連書類の条項を理解することを認める。参加者が英語以外の言語に翻訳されたオファリング・ドキュメント、登録書類又は本プランに関連するその他書類を受領している場合で翻訳版の意味が英語版と異なる場合、英語版が優先する。

## 8. 電子的交付及び受諾

当社は自己の裁量により、現在又は将来の本プランへの参加に関する一切の書類につき電子的手段での交付を決定することができる。参加者はここにかかる書類を電子的交付により受領することを承諾し、当社、指定ブローカー又はその他随時当社が指定する他の第三者により設定かつ維持されるオンライン若しくは電子的システムを通じて本プランに参加することに同意する。

## 9. インサイダー取引の制限/市場濫用規制法

参加者は、参加者が当社に関する「内部情報」(適用ある法域における法令により定義される。)を保有するとみなされる期間中、普通株式、普通株式に対する権利(例:購入権)又は普通株式の価値にリンクした権利を受領、取得、売却又はその他処分する参加者の能力に影響を与える可能性のある、適用ある法域(米国及び参加者の自国若しくは(異なる場合)参加者の証券会社の国を含む。)にある普通株式が上場される取引所に基づく、現地のインサイダー取引規制及び/又は市場濫用規制法の対象である。現地のインサイダー取引法令は、参加者が内部情報を保有する前に行った注文の取消又は訂正を禁じる可能性がある。さらに、参加者は以下を禁じられる可能性がある:(i)第三者への内部情報の開示。職場の同僚も含む(「関係者以外極秘」を除く。)、及び(ii)第三者への内部情報の伝達又は第三者に証券を買わせる若しくはこれを売らせること。これらの法令に基づく制限は、当社の適用あるインサイダー取引方針に基づき課される可能性のあるいかなる制限からも独立したものであり、かつそれに加えてのものである。参加者は適用ある制限の遵守は参加者の責任であることを認識しており、参加者は自己の個人的な法律顧問にこの件につき話しをするべきである。

## 10. 海外資産/口座及び税務報告、外為規制

参加者は、参加者の自国外の証券会社若しくは銀行口座において、本プランに基づき購入される普通株式を購入若しくは保有、又は本プランへの参加により受領する現金(本プランに基づく普通株式に対して行われる配当による現金を含む。)を保有する自己の能力に影響を与える可能性のある、海外資産及び/又は口座報告の一定の要件が存在する可能性を認識している。参加者はかかる口座、資産又は取引を自国の税務当局又はその他当局への報告を求められる可能性がある。参加者はまた、本プランへの参加の結果受領する売却手取り金又はその他資金を受領後一定期間内に指定する銀行又は証券会社を通じて自国へ送金することを求められる可能性もある。参加者は、かかる規制を遵守することは参加者の責任であること認識しており、参加者は詳細につき自己の法律顧問に相談をすべきである。

## 11. 免責

参加者は、参加者によるオファリング・ドキュメントの条項の違反の当社による免責は、オファリング・ドキュメントの他の条項の免責とはならず若しくはそのように解釈されず、又は参加者若しくは他の参加者によるその後の違反の免責とはならず若しくはそのように解釈されないことを認識している。

**B. 特定国 - 特定条項**

（訳出省略）

**日本**

**通知書**

海外資産/口座報告情報：日本の居住者は、日本国外に保有する資産（例：本プランに基づき取得された普通株式）を、毎年12月31日現在、当該資産の正味公正市場価値が合計で5,000万円を超える場合、その詳細を報告する必要がある。参加者は、日本の適用ある報告要件を適切に遵守しているかを確認するために、自己の税務顧問に相談をするべきである。

（訳出省略）

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

## 第三部 【追完情報】

### 第1 臨時報告書の提出

該当事項なし。

### 第2 事業等のリスクに関する変更

当社は、本有価証券届出書の提出日現在、平成30年5月22日付で関東財務局長に提出した外国会社報告書及びその補足書類に記載された「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 4 事業等のリスク」の内容及び将来に関する事項について重要な変更はないものと判断している。

### 第3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金増減額 (単位：千ドル)	資本金残高 (単位：千ドル)
2018年1月28日	-	\$913
2018年7月29日	\$4	\$917
2018年10月28日	\$4	\$921

### 第4 その他

該当事項なし。



## 第四部【組込情報】

外国会社報告書及びその補足書類 平成30年5月22日 関東財務局長に提出  
（自 2017年1月30日 至 2018年1月28日）

外国会社半期報告書及びその補足書類 平成30年10月26日 関東財務局長に提出  
（自 2018年1月29日 至 2018年7月29日）

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。